

京都市告示第 2 9 7 号

生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成 2 5 年 9 月 1 7 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
入江 秀晃	入江治療院	北区紫野西御所田町 5 8 - 2	平成 25 年 8 月 5 日
山田 健太郎	かおり鍼灸接骨院	上京区中立売通千本東入加賀屋 町 4 0 9	平成 25 年 8 月 26 日
高橋 迪夫	たかはし鍼灸接骨院	左京区田中下柳町 1 - 5 日の 出ビル 1 階	平成 25 年 7 月 30 日
原田 充康	K Y O T O 保健鍼灸 整骨院	左京区岡崎徳成町 2 8 - 2 2 聖 護院ビル 2 階	平成 25 年 8 月 1 日
和田 恭平	三条大宮整骨院	中京区今新在家西町 2 0	平成 25 年 8 月 21 日
岡本 正吾	岡本鍼灸マッサージ 院	下京区大宮通松原上る高辻大宮 町 1 1 2 番地	平成 25 年 8 月 7 日
齊藤 史暁	高田マッサージ指圧 治療院	右京区嵯峨萩原町 2 0 - 2 4	平成 25 年 8 月 1 日
中嶋 俊博	高田マッサージ指圧 治療院	右京区嵯峨萩原町 2 0 - 2 4	平成 25 年 8 月 1 日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
中村 真希	高田マッサージ指圧 治療院	右京区嵯峨森原町20-24	平成25年8月 1日
高田 裕也	ライフサポートタカ ダ鍼灸指圧治療院	西京区上桂北村町259番地	平成25年8月 1日
安 泰範	らる整骨院	伏見区向島鷹場町104-1	平成25年7月 1日
二ノ丸 智史	むげん整骨院伏見	伏見区深草柴田屋敷町23-1 5	平成25年8月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)